

第四節 戦時支配体制の確立

1 選挙粛正運動の展開

選挙粛正運動 の狙いと組織

昭和十(一九三五)年から十二年にかけて、内務省と道府県当局の強力な指導のもとに三次の狙いと組織にわたって選挙粛正運動が全国的に展開された。その目的は、(1)選挙違反の撲滅、(2)優良議員の選出、(3)棄権防止の三点にあり、のちに自治精神の涵養が付け加えられた。

選挙粛正運動は、形式上各府県の知事諮問機関として設けられた選挙粛正委員会の答申を受けた形で行われた。また、地域団体・教化団体・職能団体等の動員も、各団体の自発性を建前として行われた。しかしこの運動は、内務省の強い指導を受けた府県当局が主導して行うものであり、選挙粛正委員会の答申も各団体の自発性も、行政当局の強力な指導を受けたうえでのことにすぎなかった。この運動は、文字通り「官製運動」として出発し、展開したものであった。

第一次選挙 粛正運動

第一次選挙粛正運動は昭和十年六月から九月にかけて展開された。兵庫県では、五月八日に発せられた勅令第一一〇号「選挙粛正委員会令」によって、六月一日に選挙粛正委員会を発足させ、委員・幹事を選任した(会長は湯沢三千男知事)。そして六月六日と十五日の二回にわたって開催され

た委員会の答申を受けて、兵庫県は、六月下旬に運動の大綱を決定した。その結果、運動は(1)協議会(郡市協議会・町村懇談会・部落懇談会)の開催、(2)町村民大会の開催、(3)講演会、(4)宣伝活動を中心とする教導監督活動の四つの方向で行われることになった。

このうち講演会は、すでに県の選挙粛正運動方針が決定する前の六月十四日、十五日の両日に神戸市と姫路市で選挙粛正中央連盟常任理事の田沢義輔を招いて行われていたが、その後は各郡市・町村・部落を単位に講師を招聘あるいは派遣して開催する方針が取られていた。

県レベルの動きのなかで重要な意味をもつのは、兵庫県選挙粛正連盟の結成である。すでに中央では、中央教化団体連合会を母体として六月十八日に選挙粛正中央連盟が創立されていた。兵庫県では、七月十七日選挙粛正に関する県下有力諸団体の懇談会がもたれた。その席上連盟組織結成の意見が出され、満場一致で兵庫県選挙粛正連盟の結成が決議された。直ちに規約が決定され、具体的事業について県当局の側から提案が行われた。この規約第三条によると具体的事業として、(1)県や市町村の選挙粛正運動との連絡協力、(2)関係諸団体による選挙粛正運動の促進援助、(3)講演会の開催と講師の派遣斡旋、(4)選挙粛正に関する映画の巡回上映、(5)印刷物等による選挙粛正の趣旨の徹底普及、(6)選挙法規の改正に関する研究、(7)その他の事業を行うことになっていた。このように選挙粛正運動は、県↓市区町村↓部落町会といった地域団体を通じての運動に加えて、教化団体や職能団体を通じての運動も行われたのであり、両者がちょうど縦糸と横糸とを織りなすような編成のもとに展開されたのであった。

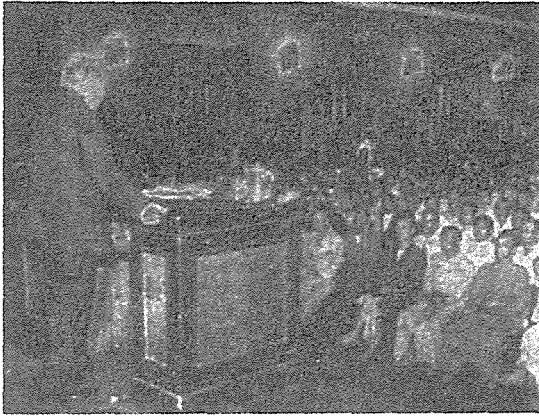


写真 65 選挙粛正大講演会
(『神戸新聞』昭和10年7月30日)

神戸市におけ
る運動の展開

神戸市は兵庫県よりやや遅れて七月に入ってから具体的な動きを開始した。まず、七月十二日には市長、助役、教育部長、学務課長、社会教育課長、それに神戸市内各区長が参加し、関兵庫県議事課長を招いて開催した区長会議の場において、神戸市における選挙粛正運動の方針が決定された。この会議では県・警察と緊密に連絡を取り合って協調して運動を進めていくことが確認され、選挙民に対して公正な選挙観念の普及徹底を図り立憲政治の伸長に寄与するため、具体的に(1)区協議会の開

催、(2)講演会の開催、(3)実施に関する市長への報告、(4)文書印刷物の配布、(5)映画による運動、(6)レコードによる運動、(7)各種団体と連絡提携、(8)新聞社への協力依頼、(9)学生生徒児童一般青少年に対する政治教育の実施、(10)適切な宣伝の実施の十項目の方針が決定された。

各区における協議会は八月一日から八日にかけて実施されたが、須磨区の選挙粛正協議会は八月八日午後七時から須磨小学校講堂において開催された。県選挙粛正委員榎並充造、同大久保直次郎、大谷須磨署長、区内各町会長、青年団長、在郷軍人会分会長、小学校長、方面委員等九十数人参加のもと、古藤区長の挨拶で開会、来賓の所感演説の後、志賀町会連合会長を座長に推して宣誓を行い、実施要綱を満場一致で可決

した。そして(1)棄権をしない、(2)投票を売買しない、(3)代人投票をしない、(4)不正な選挙運動をしないの四点を決議し、午後一時半過ぎに閉会した。

講演会は当初、区協議会出席者と区内有権者一般とを対象に、県と連絡を取り合いながら市内数カ所で大規模に開催する方針が取られていたが、実際は七月二十九日に県および県教化団体連合会との共催で大規模な講演会を実施したほかは、八月十一日から九月二日にかけて、市内三二カ所で映画会とセットにした比較的小規模な講演会・映画会を開催したに止まった。七月二十九日の大講演会は、県立第一高等女学校において開催されていた兵庫県教化団体連合会大会に引き続いて、二宮小学校と大開小学校の二カ所で開かれた。二宮小学校では午後七時半より始まり、中央教化団体連合会会長・選挙粛正中央連盟会長の前首相齋藤実、中央教化団体連合会理事・選挙粛正中央連盟理事の丸山鶴吉が演壇に立ち、一般聴衆五百余人を前に講演した。また、大開小学校では午後八時より開催され、齋藤実と中央教化団体連合会常務理事・選挙粛正中央連盟理事の松井茂が講演を行った。

県会議員選挙と

選挙粛正運動

このときの兵庫県会議員選挙で神戸市は、投票にかかわる二つの制度的改革を実施した。一つは投票所の二カ所増設、もう一つは投票所への入場券の廃止である。いずれも六月十四日に開催された兵庫県選挙粛正委員会において、委員の今井嘉幸より提案されていた問題であった。今井の意見は、入場券が存在しているが故にそれを買得して代人投票を行わせるが如き不正行為がまかり通っており、この際、入場券を廃止すると共に「顔」で資格を確認できる範囲にまで投票区を縮小し投票所を増設すべきであるというものであったが、このとき勝田市長は、投票所を増設することは立会人の人数の關係

から不可能であり、入場券が存在するから代人投票が起るという考え方にも同意出来ないから廃止する必要性は認められないとして、双方に消極的な見解を示していた。ところが投票所の増設に関しては内務省・県の強力な指導もあって、須磨区に二カ所増設（白川小学校と多井畑小学校）することとし、また、入場券に関しては八月二十七日に市長声明を發表し、棄権防止と選挙事務の整理秩序に果たす入場券の役割を積極的に評価しつつも、投票売買・代人投票に利用されているという「噂」もあるからこれを廃止し、有権者には葉書の類で投票案内を送付するに止めるといふように方針を転換した。投票所が遠いため棄権する、あるいは買収されなければ投票に行かない等の弊害も当時指摘されており、投票所の増設はこうした方面にも効果を發揮するものと期待されていたのである。

運動は八月二十六日から三十一日までを選挙肅正強調週間としてひとまず前半の運動を終了した。九月以降の運動では選挙運動に利用される可能性を避けるため町村を単位とする部落懇談会や府県の主催によらない協議会の開催は行わないこととされ、運動は純粋な宣伝活動を中心とするものだけに厳しく限定されることになった。

盛り上りを欠いた第 ころして取り組まれた選挙肅正運動も全体としては盛り上ったとはいい難かった。

一次選挙肅正運動 『神戸又新日報』の報ずるところによると、七月上旬に開催された郡市協議会も、「大部分はお義理つき合ひの程度で町村民大会の開催にまで漕ぎつけるには余程尻をたゝかねばならなかつた」のが実情であったといい、「笛吹けども踊らず」といった状況が各地で生じていたのである。

神戸市では七月十四日に行われた兵庫区中道通九丁目の町会・衛生組合役員選挙をめぐる不正事件が八月

二十二日湊川署によって摘発を受け、二十数名が連行されて選挙粛正のムードに水を差していた。選挙粛正運動の不振は九月二十五日に実施された県会議員選挙の棄権率に如実に現れていた。県議選としては初めて導入された不在者投票にも神戸市内で僅か二四七票が投じられたにすぎず最終的な棄権率は兵庫県全体でも三四・一%、神戸市内では実に五二・二%（前回は三一・〇%）にも上り、都市部では京都市の五七・九%に次ぐ第二位の高い棄権率を示した。その原因としては悪天候、過度な選挙取締りによる有権者の萎縮、入場券廃止による情報の不徹底、衆議院議員選挙や市会議員選挙に比べての関心の低さなどが指摘されていたが、いずれにしろ選挙粛正運動後半の主要な課題であった棄権率の増加を食い止められなかったことは、選挙粛正運動そのものの不徹底ぶりを示したものだといえる。神戸市当局はこの事態を深刻に受け止め、九月三十日に市長、助役、文書課長、各区長、各区選挙主任等二〇人を出席させて県会議員選挙についての打合せ会を開催し、入場券廃止の結果、棄権の原因とその防止策、投票者と棄権者の職業別年齢別調査の実施等の事項について協議を行った。この調査の結果、棄権者の中心は「インテリ層」と判断され、第二次選挙粛正運動以降はこの層を対象とする棄権防止策が練られていくことになる。

しかし選挙結果をみると、中立系の議員が三人の増加をみたものの、政友会・民政党の既成政党で五九の議席のうち、五二議席を占めて依然として多数である状態に変化はなく、議員の「質」が変化した様子もうかがえなかった。

第二次選挙

昭和十年十月十四日、県庁で開かれた兵庫県選挙粛正委員会は、翌年春に実施が予定されていた衆議院議員総選挙に向けての選挙粛正運動の方法について答申を行った。そして十一月

二十一日に兵庫県第二次選挙粛正運動実施方針が決定された。実施細目は第一次選挙粛正運動のものとはほとんど変わらないが、新たに各市町村(神戸市の場合は各区)に選挙粛正実行委員会が設置され、選挙粛正に関する事項の実行に当たることになった。会長は市町村長(神戸市では区長)で、委員は市町村助役(神戸市では区の上席主事)、小学校長、市町村長の内申により知事の委嘱した者であった。知事の委嘱による委員は学校職員、市町村会議員、区長、部落総代(市では町総代)、社会教育委員、方面委員、神職宗教家、各種団体役職者、学識経験者等の中から選ばれることになっていた。各種団体には、婦人団体や第一次選挙粛正運動では組織としての活動が禁止されていた男女青年団も含まれていた。委員の数は市(神戸市の場合は区)で三〇人、町村で二〇人内外とされ、兵庫県全体では約九千人にのぼる予定であった。選挙粛正実行委員協議会、市区町村選挙粛正実行委員会、部落懇談会、講演会等の地域的運動は十二月上旬から翌年一月中旬にかけて各地で実施されることになった。こうして兵庫県では、同十一月から翌年二月にかけて第二次選挙粛正運動が展開されたのである。

第二次運動では、第一次運動の時には組織として運動への参加が認められていなかった兵庫県連合青年団の理事会が開かれ、一般社会の教化を目的とせず、自らの政治教育・政治訓練のために主として「努力奉仕」の方面から選挙粛正運動に参加することを決定し、選挙粛正連盟はこの決定を受けて直ちに県連合青年団の加盟を承認した。

神戸市の選挙粛正運動は、十二月二十日の区長会を経て、昭和十一年に入ってから具体的活動が開始された。神戸市における第二次選挙粛正運動の運動方針は、(1)棄権防止に努める、(2)違反者の絶滅を期する、(3)

運動の中心を町会懇談会の徹底と各種団体の自主的活動に求め、この運動を「真摯なる市民の自覚運動たらしむ」の三点に置かれ、その具体的運動として、(1)懇談会による運動、(2)各種団体の協力による運動、(3)学校の協力による運動、(4)講演映画による運動、(5)その他選挙粛正祈願祭および各種宣伝の五項目が設定された。各区毎の選挙粛正実行委員会は一月十四日、十五日、十六日、十八日に行われ、町会懇談会は、一月十五日から二月中旬にかけて相次いで開催された。各区毎の選挙粛正実行委員の数は、灘区一一二人、葺合区八人、神戸区七二人、湊東区六七人、湊区四八人、兵庫区一六五人、林田区一二七人、須磨区五二人となっている。第一次選挙粛正運動でも実施された講演映画会も、一月八日から二十四日にかけて市内二四カ所で行われた。例えば、湊東区の選挙粛正実行委員会と湊東区楠町の懇談会は、次のように行われた。湊川神社内七生館で開催された湊東区選挙粛正実行委員会は、三樹兵庫県総務部長、雲川視学官、相生橋署署長代理の臨席のもと、区内の選挙粛正実行委員や町会、在郷軍人会、青年団の幹部、それに小西区長以下一〇人の区係員も出席して開かれた。総勢一〇五人と新聞は伝えている。藤巻湊川神社宮司を迎えての神事、皇居遙拝、国歌演奏が行われた後、まず、小西区長が挨拶に立ち、続いて三樹総務部長、神戸市社会教育課長代理、相生橋署署長代理の講演が行われた。その後、区および町会懇談会の開催と選挙粛正運動の実行について協議を行い、(1)選挙観念の普及、(2)選挙違反の絶滅、(3)棄権の防止、(4)優良議員の選出の四点にわたる決議を行って散会した。楠町町会連合会主催の選挙粛正懇談会は一月十九日午後七時より八宮神社において開催された。相生橋署三木署長、湊東区小西区長ほか約二百人が出席し、首相および内務大臣の講演レコードを聴いて選挙粛正について懇談を行った。

以上のような地域団体を通じての運動のほかに、各種団体を通じての運動も合せて展開された。神戸市においては選挙権を持たない婦人団体、青年団、児童の動員にかかわる運動がその大半であった。まず一月六日、県が女子青年団と婦人会の幹部約百二十人を集めて協議会を開催したのに合せて、母の会・処女会の幹部会を招集し、婦人団体の肅正運動実行申合せ事項を定め、十四日には母の会講演会、十五日には処女会講演会を行った。また、十三日には青年団幹部会において選挙肅正運動に関する市の実行方針・実施事項を講演し、青年団の運動への協力について協議した。そして一月二十日には校園長会を開催して肅正運動に関する事項を指示、学校における実施事項を協議した。さらに二十五日には神戸市神職会の協力を得て、神戸市内九九の神社において選挙肅正祈願祭を執行した。地域的・団体的民衆動員とは別の一般的宣伝活動にも力を入れ、垂幕、立看板、ポスター、リーフレット、絵葉書、マッチ等を通じての宣伝や新聞社への協力依頼、店頭装飾の依頼、投票日当日の国旗掲揚、サイレン吹鳴等にも積極的に取り組み、第一次選挙肅正運動の時に比べ、市としての活動は比較的活発であった。

衆議院選挙と

昭和十一年二月の衆議院議員選挙を前にした一月十日午後一時より、県立神戸第一高等女

選挙肅正運動

学校講堂において選挙肅正中中央連盟・兵庫県選挙肅正連盟・兵庫県・神戸市共同主催の選

挙肅正大講演会が開催され、堀切善次郎「道義日本の選挙肅正」、二荒芳徳「建国の理想より見たる会議精神」、丸山鶴吉「選挙肅正の真義」の三つの講演が行われ、午後四時に散会した。

一月二十二日の総選挙告示を挟んで二十一日から二十五日までが選挙肅正強調週間に設定され、県下一斉に教化宣伝活動が行われた。

表 191 選挙粛正大協議
会参加団体

神戸税関
神戸中央郵便局
神戸中央電話局
神戸中央電信局
三宮駅
神戸駅
兵庫駅
生糸検査所
神戸市
神戸市電気局
神戸銀行集会所
日本船主協会
海員協会
日本海員組合
新日本海員組合
日本港湾従業員組合
阪神電気鉄道株式会社
阪神急行電鉄株式会社
山陽電気鉄道株式会社
神戸有馬電気鉄道株式会社
神戸自動車営業組合
そごう百貨店
大丸百貨店
三越百貨店
神戸デパート
兵庫県

資料：『神戸新聞』(昭和11年
2月2日夕刊)

選挙粛正強調週間以降の運動の重点は、棄権防止に置かれることになった。兵庫県では一月二十八日、知事、総務部長、社会教育課長が出席して協議会を開き、(1)投票日前日には児童を通じて棄権防止ビラを各家庭に持ち帰らせるほか、婦人会を動員して県下各家庭にまで及ぼす、(2)選挙公報を全有権者に配布すべく、転居などの場合は転送する、(3)二月十一日以降適当な日に飛行機を飛ばして空から棄権防止ビラを散布する、(4)工場方面の棄権防止のため二〇〇人以上の有権者が就業している県下五五の工場に講師を派遣して講演会を開催する、(5)県下中等学校にも講師を派遣して選挙粛正精神を鼓舞する、(6)工場外の棄権防止宣伝を行うため二月一日に官庁・会社関係者の協議会を開催する、(7)神戸市内にある県の建造物すべてに懸垂布を張り、市内の交通の要所十カ所に横断幕を張る、といったような棄権防止を中心に据えた第二次選挙粛正運動後半の運動方針を決定した。

官庁、会社、組合、交通関係、百貨店等を網羅して二月一日午前十時から県庁で開かれた協議会には、表191に掲げた諸団体から代表者約三十人と、県から湯沢知事、三樹総務部長、古城地方課長、久尾社会教育課

長等が出席した。協議会ではまず、それぞれ選挙粛正運動への取り組み状況を披露し、続いて(1)趣旨の徹底に関する事項、(2)各種の宣伝に関する事項、(3)棄権防止に関する事項の三点にわたる県からの提案を承認し、各団体において運動を盛り上げることになった。

棄権防止を呼びかける取り組みは投票日が近づくにつれて活発化した。神戸市文書課は、投票二日前の二月十八日の『神戸又新日報』紙上に小西唯史名で投票を呼びかける文書を発表し、また全市の町会を動員して投票前日の十九日と投票当日の二十日に、全有権者にビラを配布し、小学校児童には棄権防止の「しおり」を配布して家庭に持ち帰らせる方針を採った。

その結果、棄権率は兵庫県全体で昭和七年総選挙の二一・五％に比べ僅かながら増加したものの、二三・三％に止まり、神戸市でも三〇・一％に止まった。神戸市では不在者投票の数が前年の県会議員選挙に比べて大幅に増加しており、この点からも棄権防止の運動が功を奏したといえる。しかし、優良議員の選出という目標に関しては、兵庫一区で社会大衆党の河上丈太郎がトップ当選を果たした点が注目されたが、全体的に政友会・民政党の既成政党が大半を占めている状況に変化はなかった。選挙取締りに関しては今回も前年の県会議員選挙同様厳しい処置が行われ、一月二十九日現在の検挙数は一四四件、六一九人の多数に上っていた。この中には候補者自身が一人含まれている。

第三次選挙 兵庫県第三次選挙粛正運動は、昭和十二年四月に予定されていた全県的市町村会議員選挙
粛正運動 を目標に行われた。神戸市も市会議員選挙の執行が予定されていたことから、以前に比べて

自主的な選挙粛正運動を展開したが、林銑十郎内閣による三月三十一日のいわゆる「食い逃げ解散」によっ

て、急遽衆議院議員総選挙が行われることになり、神戸市会議員選挙をはじめとする大半の市町村会議員選挙は五月以降に延期され、運動期間も一月から五月までの長期にわたることになった。

市町村会議員選挙に照準を合わせた兵庫県選挙粛正委員会は、一月二十二日午前一〇時より県庁において開かれ、市町村会議員選挙に対する有効適切な選挙粛正運動の方策という知事の諮問に対する答申を行った。兵庫県の第三次選挙粛正運動方針はこの答申を受けた形で決定された。今回は運動の目標が(1)公民の政治的自覚、(2)優良議員の選出、(3)違反行為の絶滅の三点に置かれ、具体的施策としては各郡における選挙粛正協議懇談会、選挙粛正実行委員会、有権者大会、部落懇談会がそれぞれ開催され、また、宣伝手段として映画と紙芝居が重視されることになった。

神戸市会と

こうした中で神戸市では、勝田市長が昭和十一年度および十二年度の神戸市市会議員選挙費

選挙粛正

を二月十二日の神戸市会に上程した。計四万八七六三円のうち、市会議員選挙費として二万

五五八五円、選挙粛正費として一万七一一〇円、演説会場費として六〇六八円をそれぞれ支出しようとするものであった。選挙粛正費の内訳は諸会合費、大会費、講演および映画会費、宣伝および刊行費、標語募集および粛正マーク費、記録費その他雑費となっている。

二月十七日、市会議員選挙費が議題に上ると、直ちに選挙粛正運動の運営方法に議論が集中した。まず、山口敬一が選挙粛正実行委員の選出方法について質問したのに対し、川島教育部長が選挙粛正実行委員は各区において選ばれた人物を市が県に内申して任命されると答弁した。山口は続けて粛正に名を借りて選挙運動を行う者があるように思うが市当局の見解はどうかとただし、それに対して大山社会教育課長はそれは問

違いであると答えた。次に、細見達蔵が選挙公報を神戸市が発行するとすればどれほどの予算が必要か、また、選挙に青年学校・夜学校を使用させることはできないかと質問したのに対し、門前文書課長と勝田市長が選挙公報の発行には五、六千円必要であり、神戸市が発行するかどうかについては調査中であるとそれぞれ答弁した。続いて目良教育部庶務課長が青年学校・夜学校をできるだけ開放して演説会場として使用できるように準備していると答えた。さらに、伊藤貞五郎が質問に立ち、(1)選挙粛正に名を借りた選挙運動を防ぐため選挙粛正運動には町会役員・衛生組合役員・方面委員等を使わず、県市の官公吏・学校職員・二五歳以下の青年団員を使っていたきたい、(2)平素選挙粛正のために如何なる教育方法を採用しているか、(3)市関係者の選挙運動も嚴重に取り締まっていたきたいと発言した。この質問に対してはまず、川島教育部長が答弁に立ち、(1)県から任命された選挙粛正実行委員である以上、町会役員・衛生組合役員・方面委員だからといって、これを除外して選挙粛正運動を実施するのは困難であり、学校職員・青年団員の利用はある程度を越えると却って弊害がある、(2)平素の教育活動には苦慮しているができる限りのことをして政治教育を徹底したいと述べ、続いて八木助役が、(3)市吏員の誤った行動がないよう注意警戒していきたいと答えた。

今回の選挙粛正運動は神戸市会議員選挙を目標としており、神戸市当局としても独自に運動を展開しなければならず、市会議員自身にとっても自らの利害にかかわる問題として運動をとらえざるを得なかった。神戸市会において初めて選挙粛正運動について活発な議論が展開された背景はこんなところにあったと考えられる。

神戸市における第 三選選挙正運動 神戸市の選挙正運動は、二月二十二日に市長、助役、関係部課長、区長以下係員が参集して開催された選挙正協議会をもって開始され、さらに二十五日には選挙正事務

に関する事務主任会が開かれて実施細目が決定された。それによると神戸市における第三選選挙正運動の目標は、(1)自治精神の涵養、(2)選挙観念の普及、(3)選挙違反の絶滅、(4)棄権の防止の四点に置かれ、(1)公民的教化訓練を行い愛市観念を喚起し、自治精神の振興を促して選挙正の基調とする、(2)市勢進展の情勢を示して市政に対する市民の関心を高め、市政参与の重責を全うさせる、(3)各種団体の活動を促し、全市民の自主的活動にまっして選挙正の実を挙げるの三点が運動方針として定められた。

これらの方針に従って選挙正事務に関する事務主任会を三月五日に再び開催、さらに学校における政治教育等に関する学校長会議を三月六日に、選挙正運動に関する各種団体代表者会議を三月十五日にそれぞれ開催して、学校方面および各種団体への選挙正の徹底が図られた。三月六日午前一〇時より北野小学校講堂で開かれた市立校・園長会には市立中学校長六人、青年小学校長八人、尋常小学校長五十余人、幼稚園長数人、合計七十五校の学校代表者が招集され、市当局からは教育部長、学務課長、庶務課長、社会教育課長のほか、視学五人、主事、衛生技師など約二十人が出席した。まず、選挙運動のための学校施設の使用に関する件、公民的訓練および選挙正に関する件の二項目にわたって市当局から指示があり、続いて(1)リーフレット類の児童生徒を通じての配布、(2)小旗の児童の帽子への佩用、(3)作文・習字・図画教育を通しての選挙正の徹底、(4)尋常小学校四・五年以上の生徒に対する選挙講話の実施について協議が行われた。指示事項のうちの学校施設の使用については、二月十七日の市会で細見委員より質問のあった青年学校の演説会へ

の使用について、従来教育上支障があるとして演説会場として使用を許可しないものが多かったが、なるべく使用させるようにという指示が特に項目を設けて行われていた。この会議では、児童を通じて父兄へ選挙粛正を徹底する方策についても論議された。

選挙粛正婦人大会は、「選挙粛正愛市婦人大会」として三月二十七日午後一時より神戸小学校において開催された。県と選挙粛正中央連盟の協力によって神戸市と各婦人団体が共催したもので、神戸市連合母の会・愛国婦人会・国防婦人会・婦人浄化連盟会員等千人余の参加のもと、市川房枝の「婦人と自治制」および金子しげりの「婦人と愛市運動」と題する講演、映画「君が代の由来」の観賞が行われ、(1)家庭から選挙違反者を出さない、(2)家庭から棄権者を出さない、(3)選挙当日は国旗を掲揚して、投票日を忘れないようにする、(4)選挙当日は赤飯を炊いて選挙粛正の気分を高揚させる、(5)正しい選挙が行える子供を養育するの五項目にわたる決議を行って散会した。

林内閣の衆議院解 ところで神戸市では、市会議員選挙の実施に先立って三月十一日に神戸商工会議所議員散と選挙粛正運動 の選挙が行われた。その選挙で取締りに当たる警察は、従来商工会議所議員選挙の慣例

として行われてきた候補者の戸別訪問を、選挙ブローカー暗躍の舞台であるとして禁止する方針をとった。しかしながら商工会議所議員選挙における戸別訪問を禁止する法的根拠はなく、選挙協定を通じて戸別訪問を「自粛」させるにしても、協定以前にすでに戸別訪問を実施している候補者もあることから協定以後に立候補したのにとって不利を強いることになり、戸別訪問を禁止する条件は不十分であった。結局、二月二十三日の候補者懇談会の場で戸別訪問は「遠慮すること」との申合せが行われたが、「挨拶」のために二人

以内で訪問することは差し支えないということになり、実質的に戸別訪問は容認されることになった。この背景には戸別訪問禁止に対する候補者側の強硬な反対があったのである。

こうして神戸市では、四月二十五日執行予定の市議員選挙を目標に、兵庫県全体でも四月を中心に予定されていた市町村会議員選挙を目標に着々と選挙粛正運動が展開されていた。ところが三月三十一日に至った時の林銑十郎内閣が突如衆議院を解散したため、神戸市会議員選挙をはじめとする全県の市町村会議員選挙は五月に延期となり、四月以降の兵庫県における選挙粛正運動は、市町村会議員選挙に照準を合せて従来から準備・予定されていた内容に急遽衆議院議員総選挙に向けての内容を加味して実施されることになった。

兵庫県は四月八日に県選挙粛正委員会を、十日に県選挙粛正連盟協議会を、十七日に選挙粛正祈願祭を、十八日に神戸市との共催による選挙粛正大講演会をそれぞれ開催、また、十九日から二十五日までの一週間を選挙粛正強調週間に設定（そのうち、二十三日は選挙粛正強調日）して選挙粛正ムードを盛り上げた。

兵庫県と神戸市との共催による選挙粛正大講演会は、十八日午後七時より神戸小学校講堂においておよそ千人の聴衆を集めて開催された。八木神戸市助役の開会の辞、国歌斉唱、知事の憲法発布勅語奉読と市長の挨拶に引き続き、前司法大臣林頼三郎と憲法学者佐々木惣一によって、「選挙粛正に就て」「選挙と臣民道」と題する講演がそれぞれ行われた。さらに、宣言と(1)一票報国の精神を発揮すること、(2)愛国の熱情に燃える優良議員を選出すること、(3)棄権を防止して違反の絶滅を期することの三項目にわたる決議を行った後、最後に映画「輝け日本の憲政」「皇国の栄」「君が代」を上映して、午後一〇時半散会した。

地域団体・教化団体を通じての運動に加えて、工場や会社を通じての運動にも重点が置かれたのが第三次

第四節 戦時支配体制の確立

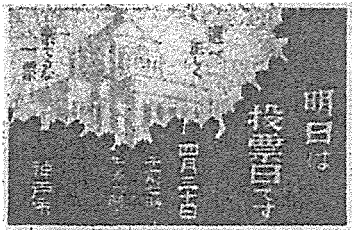


写真 66 選挙粛正棄権防止呼びかけ葉
(『神戸』昭和12年4月29日)

選挙粛正運動の特徴であった。四月十日の兵庫県選挙粛正連盟協議会の場で県工業会が従業員五〇〇人以上の工場において講演会を開催する方針を明らかにしたのに対応して、兵庫県では総務部、学務部、警察部の三部と工場との共同主催の政治教育工場講演会を県下二八工場で実施し、それぞれに部課長一人を講師として派遣することにした。講演会では工場主務者の開会の辞、宮城遙拜、君が代合唱、工場長挨拶に続いて県派遣講師の講演が行われ、最後に工場長が閉会の辞を述べて幕を閉じることになっていた。また、神戸市内では、四月十四日紡機製造株式会社、十五日三菱重工株式会社、十六日株式会社神戸製鋼所・ダンロップ護謄株式会社・株式会社川崎造船所製鋼工場、十九日三菱電機神戸製作所・川西機械製作所・川崎車輛会社・株式会社阪神鉄鋼所、二十日川崎造船所製鋁工場・同艦船工場、二十一日川崎造船所飛行機工場の日程で講演会が開催されることになっていた。

衆議院議員選挙も後半に入ると、運動の主眼は今回も棄権防止に注がれるようになった。当局では高棄権率の原因が知識階級にあるとの認識のもと、特に知識階級に対して棄権防止を呼びかけるビラ七万枚を作成、二十六日には県社会教育課員が駅やビジネス街に向いて配布に努めた。神戸市でも棄権防止葉「明日は投票日です」十四万枚を学校児童生徒を通じて家庭に配布し、投票日当日は従来同様国旗掲揚・サイレン吹鳴によって投票を呼びかけた。市内の大工場においても、従業員の投票の便宜を図るためさまざまな方策が予定された。川崎造船所では当日に限り特殊なものを除き残業を全廃し

午後四時半の定時に終業、また、明石以西・尼崎以东在住の従業員に關しては定時より三〇分早く帰宅することを許可し、残業止むなき者にも投票時間を与えることにした。神戸製鋼所では当日の終業時刻を早めて三時半とし、職場を離れ得ない者にも投票のための外出を許すことにしていた。鉄道省鷹取工場では二十五日の休日に出勤させ、三十日の投票日を振替休日にした。また、三越は出勤途中に投票させることにし、投票による遅刻は公認する旨を社員に申し渡していた。

四月三十日の投票の結果、棄権率は全県で二八・八%、神戸市では四〇・〇%にも上り、前年の総選挙の棄権率を大きく上回った。神戸市は全国六大都市(東京市・大阪市・名古屋市・横浜市・神戸市)中、大阪、京都に次ぐ高さであった。神戸市では不在者投票の数も前回に比べて二百票ほど下回る七五九票に止まり、全体として選挙への関心が低かった様子をうかがわせる。当初高棄権率の原因は青年知識階級と考えられていたが、神戸市による調査の結果、年齢的には三〇歳までの青年層の棄権率が七一歳以上の高齢者に次いで高いものの、職業的には交通運輸従業員(とりわけ船員)、水産業、鉱業の棄権率が高く、一概に知識階級にのみ高棄権率の原因があるわけではないことがわかった。絶対数からみれば、「労務者」、営業主、工場職工の順で棄権者が多くなっている。工業関係者(工場主・従業員・職工)の投票率は全県レベルとの比較においては低いものの、神戸市の中では平均を上回る投票率を示しており、工場関係への棄権防止の呼びかけは一定程度成功したといえる。この調査結果を分析した神戸市文書課では、不在投票の利用促進により投票率の上昇が期待できるとしている。

選挙の結果、兵庫一区で社会大衆党が現職の河上丈太郎に加えて永江一夫を当選させて前年総選挙に引き

続き勢いのあるところを見せたほかは、政友会・民政党の既成政党が大半を占める構図に変化はなかった。

神戸市会選挙と選

拳肅正運動の再開

五月に入ると、衆議院解散によって延期されていた市町村会議員選挙が県下一斉に始まり、神戸市でも五月二十二日の市会議員選挙に向けての肅正運動が再開された。協議会や懇談会を通じての運動は一通り終了していたため、運動は専ら宣伝活動を中心とするものになった。ポスター・ビラの配布、立看板・横断幕・懸垂布・アドバルーン等の設置を全市的に展開するほか、区によってはサンドイッチマンの巡回を行わせたところもあった。五月十八日から二十日にかけては、神戸市社会教育課に文書課が協力して市内・郊外の駅で棄権防止の「肅選マッチ」二万個を配布した。四月の総選挙の高棄権率に鑑み、今回も特に棄権防止に投票率向上が強力に呼びかけられ、宣伝活動の重点もここに集中された。投票日前日にはいつものように児童生徒に棄権防止ビラを家庭に持ち帰らせた。

しかし、商工会議所議員選挙、衆議院議員総選挙に続くこの年三つ目の選挙であったこともあり、市民の関心は低かった。すでに総選挙の時に新聞では選挙に食傷気味の市民の様子が報じられていたが、市会議員選挙になると演説会への出席者が激減し、比較的聴衆の多い無産政党の候補者の演説会でも四、五十人、既成政党になると聴衆不足から流会になる事態まで生じており、市民の関心の低さを如実に反映していた。関心の低さは四六・五%という未曾有の高棄権率となって現れた。昭和八年の市会議員選挙の棄権率二八・五%に比べて十八%の増加であった。五月二十三日付けの『神戸新聞』によると、勝田市長はその原因として候補者に有力な名士が少なかったこと、厳しい選挙取締りに有権者がおびえたことを指摘しながらも、最終的には市民の自覚が足りないと嘆息していた。棄権の内訳を調査した神戸市文書課はその結果に解説を加え、

会社員・銀行員のいわゆる知識階級の棄権が多いと指摘した。また、総選挙における棄権の実態と比較して、市会議員選挙において銀行員・会社員の棄権率が高いのは、土地に対する定着度が低いことと関連しているとして述べている。都市構造の変化が棄権率に反映されたものともいえよう。

選挙の結果は衆議院議員総選挙に現れた動向と同じく、社会大衆党の躍進が目立った。従来二議席しか確保していなかったのが、八議席を占めるに至ったのである。しかしながら民政党・政友会が多数を占める構造には大きな変化はなかった。ただ今回の市会議員選挙では、下からの市政刷新運動が起こっていたことが注目される。昭和十二年一月十一日の『神戸又新日報』によるとその一つは陸軍少将奥村拓治を中心とする市政刷新運動であり、十二日同紙の報ずるところによると、奥村は「優良議員の選出」を旨指す市政刷新運動を巻き起こすべく市内の有力実業家及び教化団体方面に働きかけて同志の糾合に努めつつあり、差し当たっては一般的教化啓蒙運動として、しかし情勢いかんによっては積極的に選挙戦に乗り出して、純正真摯な新人議員を議会に送り込む運動として展開していく予定であった。このころ市政刷新のモデルとされたのは、前年三月市会議員選挙を目標に行われた青森市の運動であった。この運動は、(1)正業を持たず議員で生計を立てる者は市政攪乱の原因である、(2)みだりに市庁に出入りして理事者を強要して不正を働く危険のある者は排除せよ、(3)疑獄関係者、瀆職者を選出するのは野に虎を放つようなものである、(4)議員を利権の道具と考える悪徳漢は市会に近づけるななどのスローガンを掲げて行われたもの(『又新』昭和十二年一月十六日)であり、実質的な投票の指針を有権者に与えようとするものであった。この運動と奥村の動きとの関係は不明であるが、五月の市会議員選挙に向けて神戸立憲報国同志会という組織が活動していた。同会は神戸市会議

員選挙対策執行委員会を四月二十五日に開催、青森市や東京市で行われた市政刷新運動を神戸市でも実施することに決定し、五月二日の告示を期して「神戸百万市民に檄す」と題するスローガン入りのポスター一万余千枚を全市に掲示するほか、市政浄化講演会の開催、浄化祈誓神社参拜行列、市政浄化歌の宣伝等を行うことにしていた。議会の構成に影響を与えようとする運動が選挙粛正運動の一環として下から沸き上がってきたことは、新しい動向として注目に値する。

選挙粛正運

以上、兵庫県・神戸市における選挙粛正運動の展開を概観してきたが、最後にその運動の特

動の意義

徴と意義について述べておきたい。

三年間にわたる運動の推移を概観してみると、その間に運動の目的・担い手・方法に変化があったことがわかる。兵庫県や神戸市による選挙粛正方針や各協議会・懇談会における決議をみると、当初、(1)選挙違反の撲滅(有権者の側からすれば情実や買収にとられない投票)、(2)棄権防止、(3)優良議員の選出の三点に置かれていた運動の目標に、後には「自治精神の涵養」といった項目が加わり、選挙粛正運動が単に「選挙を粛正する」運動に止まらず、恒常的な愛国政治教育運動に転換していった様子がわかる。次に運動の担い手を見ると、第一次運動において青年団の組織としての参加が禁止とされ、婦人団体の参加も組織的かつ積極的なものが少なかったのが、第二次運動以降になると青年団の参加も積極的に推奨されるようになり、婦人団体も構成員が非選挙権者であることから告示後の運動に積極的に動員されるようになった点で、大きな変化がみられた。在郷軍人会の運動への参加も全国レベルでは後になるほど活発化してきた。さらに、運動の方法をみると、当初は教化啓蒙運動的性格が強く、そのために「優良議員の選出」という課題の達成がおぼつ

かなくて運動の限界を示していたのが、第三次運動が行われるころになると、予選会や推薦会の開催という形で、あるいは市政刷新運動（市政浄化運動）のような形で有権者に投票の指針を与え、選挙の「内容」に立ち入るような運動が公然化してきた点で大きな変化があった。

以上のような変化は、国民の政治意識に権力が介入する道をひらいたこと、および候補者を予選・推薦したり、有権者に投票の指針を与えたりするような形で運動が選挙の内容まで立ち入り始めたことなどの点で、政治的性格を強めたことを意味する。しかし同時に、運動の担い手が婦人会、青年団、在郷軍人会に広がっていった点ではそれらが公事団体である性格上非政治的な運動の性格をも同時に強められることを意味した。この結果、選挙粛正運動は公事結社による非政治運動のべールをかぶった政治運動という様相をおびてきた。

ところで、神戸市の選挙粛正運動の実態は、当時の神戸における都市構造の現実を反映するものとしても注目される。第一に、当局の必死の呼びかけにもかかわらず神戸市において棄権率が減少しなかったことは、運動の基礎単位であった地域における秩序の弛緩を意味するものであった。選挙粛正運動は郡↓町村↓部落、あるいは市↓区↓町といった地域団体と、諸団体との二つのルートを通じて行われたが、諸団体のうち青年団・婦人会等多くのもは地域に基礎単位をもっており、また、運動推進側の力点の置き方から判断しても、地域を通じての運動が中心であったと考えて差し支えないと思われる。しかし、運動の効果の指針でもある棄権率が一向に減少しなかったことは、地域団体を通じての運動の浸透に限界があることを示している。第二次運動以降、兵庫県や神戸市が地域団体を通じての運動を基本としながらも会社や工場を通じての運動にも力を注いでいったことは、このことを傍証するものであろう。第二に、棄権率を減少させるために会社・

工場において従業員に投票の便宜を図ることが必須のことであったことから、企業秩序が都市に必要な新たな秩序規範として形成されつつあったことがわかる。労働者・勤労者は一日に決められた時間の労働力を企業に提供しなければならず、投票などのためにその枠組から外れるためには企業側の「許可」が必要であった。農業者や中小商工業者のような時間の融通は認められず、労働者・勤労者は企業秩序のなかに自ら組み込まれつつあったのである。地域社会秩序がゆるんだ分だけ、この企業秩序を利用して投票動員がはかられたと考えるよいだろう。第三に、神戸市による棄権内訳調査は神戸市会議員選挙における高棄権率の原因として居住地が流動的な銀行員・会社員の棄権をあげているが、神戸に昔から住んでいる人々に比べて新たに流入し、また流出して行く銀行員・会社員は地域⇓神戸への関心が薄かったことである。それが高棄権率の一つの背景にあったのであろう。

地域秩序の弛緩、それに代わる企業秩序の浸透、人口の流動化といった事態が、行政に対して民衆動員方法の転換を迫っていたのが、ちょうどこの選挙粛正運動の時期であったといえる。運動は新しい都市秩序とそれに伴う市民意識の変化に充分適応できず、結果として神戸市における選挙粛正運動は十分成果をあげないまま、国民精神総動員運動に接続することになった。

2 大政翼賛会と地域組織

大政翼賛 昭和十四年九月にヨーロッパで勃発した第二次世界大戦は、翌十五年六月にはドイツなど枢軸
 会の結成 側がヨーロッパの大半を制圧するという局面をむかえていた。このころ日本においては、あら
 たに国家体制を建設すべく新体制運動が開始され、第二次近衛文麿内閣のもと、十五年十月十二日には「万
 民翼賛」「臣道実践」の推進機関として大政翼賛会が結成された。

神戸市における翼賛会支部は、翌十
 六年三月十九日に発足した。当日は湊
 川神社において勝田銀次郎支部長（市
 長）以下、役員参列のもと大規模な結
 成式が行われている。

神戸支部の構成は、市・区の二つの
 単位にわけ、まず区支部の整備から進
 められた。この区支部には、区長を支
 部長に、区常会と理事が置かれていた。
 このうち区常会は、本来は翼賛会とは

表 192 大政翼賛会区支部理事の職業別内
 訳（昭和16年3月7日）

職 業	人数	職 業	人数
軍 人	1	建築業	2
郵便局長	1	繊維工業	1
元市助役	1	繊維販売業	1
市会議員	*3	印刷機械販売業	1
大学教授・教員	6	船具商	1
児童研究所長	1	海産物商	3
医 師	7	酒 商	5
弁護士	3	米穀商	2
計理士	1	飲食業	3
新聞社役員	1	塩元捌業	1
会社員	7	薪炭商	2
土木技師	1	油 商	1
船主協会理事	1	割箸卸商	1
海運業	2	地主・家主	6
鉄工業	1	神主・僧侶	7
ガラス瓶製造業	1	無 職	5

(注) *市会議員はこのほかに本業で掲げられている
 者6人をくわえると9人になる。

資料: 『神戸新聞』昭和16年3月8日

別個に内務省主導による町内会整備との関係で設置された合議制の機関で、これが翼賛会に設置されるはずの区協力会議に兼用されることになった。この区常会は、区の行政運営と区内の町内会連合会などの諸団体との連絡を役割とした。したがって、区常会の構成メンバーも、全市合計二三百人のうち町内会連合会長が七六人と大きな比重を占め、以下警察署長、小学校長、在郷軍人会・青少年団・警防団・方面委員・国防婦人会・愛国婦人会の各代表、および学職経験者からなっていた。区支部理事は、区支部長を補佐し重要事項の審議にあたるものとされ、地元の名士や各種団体の代表者を中心に、各区一〇人合計八〇人が任命された（表192）。

この区支部の整備をもとに、次に市支部の陣容が確立された。市支部は、市長を支部長に、市協力会議と理事・顧問・参加からなっていた。市協力会議は、当初「下情上通」を建前とした合議機関で、構成メンバーは区常会選出二〇人、各種団体選出七人、市会議員七人、その他六人の合計四〇人であった。この協力会議の議長には、かつて普通選挙運動で全国的に名を馳せた今井嘉幸が就任した。理事・顧問・参加の顔触れは表193のとおりで、理事には軍人・県官吏・市助役・市議・官立大学教授と、海運・航空・自動車など交通関係を主とする実業家の計一人が、支部長の諮問に応ずる顧問（三人）には、知事・貴衆両院議員・官吏・軍人、市内有力企業の経営者、ジャーナリズム代表などといった人士が網羅されていた。これに対して支部の企画・活動に参画する参加者は、市会議員、軍人、青少年団・母の会・処女会の代表、教育者、宗教家、市の部課長級吏員といった人物が配置された。

表 193 大政翼賛会神戸支部役員一覧

〔支部長〕 神戸市長	神戸市教育会長 神戸高等工業学校長 神戸商工会議所会頭 日本銀行神戸支店長 川崎重工業(株)社長 三菱造船所神戸出張所長 神戸製鋼所社長 鐘淵紡績(株)社長 日本毛織取締役会長 神戸瓦斯(株)社長 東和汽船(株)社長 神戸銀行取締役会長 兼松商店専務取締役 神戸新聞社長 大阪朝日新聞神戸支局長 大阪毎日新聞神戸支局長 貴族院議員(滝川儀作) 衆議院議員(野田文一郎) 衆議院議員(中井一夫) 衆議院議員(浜野徹太郎) 衆議院議員(河上丈太郎) 衆議院議員(永江一夫)	神戸市助役(1人) 神戸市電気局長 神戸市教育部長 神戸市保健部長 神戸市経済部長 神戸市議会議員(3人) 市立第一高等女学校長 市立神戸中学校長 市立山手小学校長 市立遠矢小学校訓導(母 の会・処女会理事) 市方面委員(1人) 湊東区町内会連合会長 兵庫県清和会(1人) 青少年団理事(1人) 阪神上水道組合管理者 神戸市医師会長 弁護士会(1人) 神戸商工会議所議員 (1人) 兵庫県護謨工業組合顧問 (1人) 米穀同業組合長 神戸船主会(1人) 神戸銀行常務取締役 湊川神社宮司 神戸仏教連合会副会長
〔理事〕 予備役海軍中将(神戸製 鋼所取締役) 予備役陸軍少将 兵庫県総務部長 神戸市助役 神戸市議会議長 神戸市議会議員(1人) 神戸商業大学教授 川西航空機(株)社長 南洋海運(株)神戸支店長 日本列車食堂(株)社長(神 戸商業連盟会頭) 大同ラヂオ(株)社長(日本 海運報国団専門委員)	〔参与〕 海軍少将 陸軍大佐(神戸在郷軍人 会連合会長) 練兵分隊長 兵庫県振興課長	
〔顧問〕 兵庫県知事 神戸地方裁判所長 神戸地方裁判所検事正 神戸税関長 神戸生糸検査所所長 内務省神戸土木出張所長 神戸連隊区司令官 神戸海軍監督長 前神戸市長		

町内会改組と ところで、翼賛会の地方支部編成をめぐることは、発足当初から多くの問題点が論議されてきた。なかでも下部組織を翼賛会独自に編成するのか、町内会にいたる内務省系統の地方

行政機構に依存するのかは、会の機能を左右する問題であった。例えば、当時翼賛会兵庫常務委員の職にあった金光邦三は、十五年十二月八日の実践有志懇談会（神戸新聞主催）の席上で、部落会・町内会改組が内務省主導で行われていることに言及し、「内務省の建前としては一つの国民組織を地方行政の一翼、補助機関としてこしらへて行くやり方のやうに見受けられます。しかし外部からこれを見ると下部組織は大政翼賛会とは不可分の関係にあり、協力会議の協議員選出のため絶対必要なもので、内務省にだけ委せておくべきものではありません」（『神戸』十二月十九日）と、内務省による一元的統制に批判的態度を表している。しかし、それにもかかわらず、実際には翼賛会の側からの町内会への関与は実現しなかったのであり、そのため、やがて地方支部のなから下部組織への不満が唱えられることになる。このように、行政系列の町内会整備は、翼賛会支部編成とは相対的に独自に進められたといえる。

戦時体制下における町内会・部落会の整備は、昭和十五年九月十二日の内務省訓令によって全国的に進められた。神戸市では、十二月三日市会協議会が組織要項を発表、これにもとづき町内会設置規程および町内会規約が制定された。そして同二十九日には、湊川神社において旧衛生組合と町会の解散式と、それに引き続いて新町内会設置奉告式および町内会連合会役員宣誓式が挙行され、ここに戦時町内会が発足した。

今回の改組の要点は、(1)町内会を町・丁目単位に設置し、区域内戸数僅少の場合あるいは戸数三〇〇を超える場合には、適宜統合・分割を行なう。(2)町内会には正副会長を置き、会長は市長が選任（任期二年）、副

会長は会長の推薦にもとづき市長がこれを任命する。(3)町内会の下に組—隣保を設け、隣保は一〇戸以内に一人の世話係を、組には町内会長の指名による組長を置く。(4)町内会長・隣保世話係は、月一回以上町内常会および隣保常会を開く。(5)町内会の連絡統制・共同運営のため、三〇〇〇戸を標準に町内会連合会を組織する。この連合会には市長選任の会長以下役員と、市費負担による書記・事務員各一人、連合会負担による医師・事務員・傭人を置くことができる。また、各町内会の経費は、この連合会から配付を受ける、などである。この改組の結果、隣接町と併合した町内会二四九、分割した町内会は九四で、これにより全市町内会は、連合会七六団体、個別町内会一三八七団体、一町内会平均戸数一四九戸となった。

ところで、今回の町内会改組は、市の行政改革と一对のものとしても進められていた。まず町内会改組と時を同じく十五年十二月二十八日、区役所処務規程が改正された。これにより区役所には、町内会その他諸団体の事務、社会教育、兵事、物資配給を管轄するものとして振興課が新設され、その地域への窓口としての機能が高められることになった。この機能拡張された行政区を単位に、区長を会長として開催されたのが区常会であり、これが翼賛会区協力会議を兼ねたことにはすでに述べてきたとおりである。

このように、国政委任事務を多く含む窓口業務を、市役所からは相対的に独自に、区役所が地域住民組織から意見を聴取しつつその運営に当たるといふ傾向は、行政区の設置(昭和六年)以来推進されてきたところである。例えば湊区では、昭和七年、それまで市の社会教育吏員として市連合青年団の常任理事などを務めてきた道添哲夫が区長に就任して以来、隣保の組織化が進められていた。ここで注目されるのは、翼賛会結成に先立つ昭和十四年九月五日に道添区長より市庶務部長に提出された上申書である。それには、図30のよ

第四節 戦時支配体制の確立

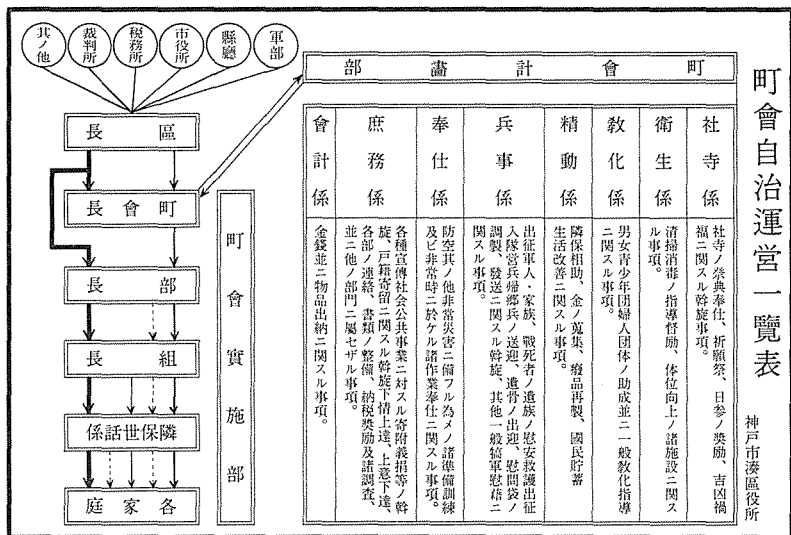


図 30 町會自治運営一覽表

うな概念図が示されているが、この図からは、庶務・会計・社会教育・物資配給など区役所の機能に対応する事務分担が町内会でも行われ、区―町内会両者相まって、県・警察署・軍・税務署、そして市役所からの委任事務を処理しようとする構想が見て取れる。ここに示されている町内会および部をそれぞれ改組後の町内会連合会・単位町内会に置きかえてみれば、改組町内会のモデルそのものであることがわかる。

また、市役所の職制改革も進められた。十六年四月二十二日の処務規程改正では、消費經濟部・厚生部とともに特に時局部と総務部が新設された。時局部は総動員体制強化を目的とし、翼賛会との連絡を管轄した。そして、総務部を庶務課・企画課・統計課・区政課の四課に分け、企画課では、従来各部署で個別に担われてきた事業の総合的な企画調査が、区政課では先の行政区・町内会隣保の連絡指導が行

われることになった。西部阪神五カ町村（現東灘区）や垂水町の合併による市域の拡張、阪神上水道の神戸市への送水、神戸西播磨間道路建設といった大規模プロジェクトが具体的日程に上るなかで、こうした中枢機能の整備が推進されていった。

このように、市の行政機構において、計画部門（企画課など）と窓口部門（区政課―行政区）とが、職制としてより明確に分化されることになった。

翼賛壮年團

大政翼賛会の下部組織としては事実上町内会が据えられたが、全住民参加の組織であったため、それは機動性に欠けるものであった。また、先的道添湊区長の上申書には、常会中注意を要するものとして「業主別会合」および「生活程度近似セルモノ、会合」が掲げられ、これらは「皆隣保家精神トハ相矛盾スルモノナレバ特ニ慎ムベキモノ」とされていた。このことに示されるように、町内会は地域住民の一般的利益を代表するものとされたのであり、逆に特定の階層の利益を代弁することは避けられた。また昭和十五年十二月一日には、青年団も改組され、正式に二五歳未満の組織とされたため、それ以上の壮年層はあぶれ出ることとなった。そこで、翼賛運動の機動力を高めるため、その実践部隊として期待されたのが推進員制度と翼賛壮年團（翼壯）である。

推進員は、大政翼賛運動を全国民に徹底するため、町内会のような地域や職域団体の中から選ばれたもので、翼賛会のメンバーの中から、総裁の名において府県支部長によって指名された。兵庫県では、十六年十月七日県下八〇〇〇人の推進員が発表され、その内神戸市は、地域一三〇五人、職域四八一人の合計一七八六人が選出された。

昭和十七年一月十六日設立の大日本翼賛壮年団は、「大政翼賛会総裁ノ統理ノ下ニ大政翼賛運動ニ率先挺身スル」ものとして、二一歳以上の男子青壮年から選ばれた者たちによって組織された。この翼賛壮年団はその主要な任務の一つに職域の再編成を掲げていた。事実、商業報国会、産業報国会などと連絡をとりつやがては中小商工業者の転廃業斡旋などに深く関与していくことになる。

神戸市における翼賛支部の設立は、十七年三月二十九日であり、当日は湊川神社において結成式が挙行されている。支部役員は、市長・区長を市区各支部の名譽団長に、また、市区の団長・副団長には退役軍人など軍の関係者が多く任命された。団員には、翼賛会の推進員がすべて入団するものとされ、その他在郷軍人会・青年団・産業報国会の幹部などから当初合計約四千人が選ばれた。

ただし、こうしてできた翼賛支部も、結成前後からすでにいくつかの問題を抱えていた。例えば、当初市町村支部の役員は、府県知事(翼賛会府県支部長)によって選考された府県支部団長がすべてこれを選ばずとされていた。しかし、これでは市長が翼賛支部の人事になんらかかわることができなくなるので、神戸市をはじめ六大都市による反対運動が展開された。その結果、六大都市には特別に規程が設けられることになったものの、そこでも支部の役員は、市長(支部名譽団長)と府県団長の両者が選考に当たることとされた。したがって、市による一元的な人事権は確立されなかった。また翼賛壮年団は、地方組織を市―区までとしたので、市内で従来組織されていた旧青年団幹部による町レベルの壮年団は解散を余儀なくされた。その意味で、結成された翼賛壮年団は「同志精鋭」による自主的活動を主義としながら、実際には公事結社化した大政翼賛会のもとに拘束される存在であった。



写真 67 大政翼賛下の市会議員選挙投票所
(『神戸』昭和17年6月21日)

翼賛体制下の
大政翼賛会成立の直前、『神戸新聞』の社説は、会派
市会議員選挙
解消による市会の「一市一党」制確立について、「市

会をして理事者に対する翼賛的機関たらしめんとするにあらば、その事
自体が既に自治制の根本的破壊」（昭和十五年八月十四日）になると、正当
な批判を行っていた。ところが、同紙もやがて昭和十七年六月の市議選
を終えたころになると、「真に六十四議員を形式内容ともに打って一丸
とする全一団体を結成しなければならない」（昭和十七年六月二十三日）と
積極的に「一市一党」を推進する方向に大きくその論調を変えることに
なる。このことは、単に言論統制だけから理解できるものではなく、そ
こには多分に当時の市政の実情が反映されていた。

昭和十七年六月二十日に投票が行われた戦前・戦中を通じて最後の市
会議員選挙は、定員六四人に対して最終候補者が一六五人に達するとい
う大激戦となる一方、翼賛体制下、候補者推薦制度が実施された選挙で
もあった。

候補者推薦は、まず野田文一郎市長の手で選考された翼賛会・翼壮・実業家・官公吏からなる翼賛市会確
立協議会（五月二十一日発足、会長＝市長）が、さらに翼賛市会確立期成会（五月二十三日発足）なる直接推薦母体を
結成するという、二段階方式で行われた。翼賛市会確立期成会は、会長を当初吉岡保貞海軍中将（のち、岡崎

第四節 戦時支配体制の確立

表 194 昭和17年市会選挙推薦候補者職種・業種別一覧

職種・業種	人数	職種・業種	人数
軍人	1	海産物商	2
大学教授・教員	2	酒商	4
商船学校振興会役員	1	米穀商	2
弁護士	4	電器商	1
神戸消費組合理事	1	タバコ商	1
医療関係者	4	洋家具商	1
会社員	11	漆器商	1
阪神築港総務課長	1	船具商	1
製罐業	1	金物商	1
皮革業	1	瓶商	1
ゴム製造業	2	保険代理業	1
建築業	1	地主・家主	6
飲食業	2	神主・僧侶	2
貿易商	3	無職	1

(注) 合計60人

資料: 『神戸新聞』昭和17年5月30日

選挙戦は、推薦候補者を当選に導くために、期成会による推薦候補演説会開催などかなりあらかじめさまざまな手段が用いられ、また棄権防止のため、町内会による住民の投票への動員、壮年団によるデモ行進などが展開された。しかし、結果は推薦候補六〇人に対し当選者は四二人にとどまり、当選率七〇%、全議席に占める割合は六五%強で、当初目標とした八〇%をはるかに下回った。これは、六大都市でも最低の当選率であった。さらに有効得票数でみると、推薦候補六〇人の得票数七万九七九三票に対し、非推薦一〇五人の合計は六万九三三九票と、非推薦組も乱立を避

忠雄商業会議所会頭」とし、市内実業家、翼賛会・翼壮・在郷軍人会・警防団の各代表、そして、各区より一人の町内会連合会長から構成された。この期成会によって、二十九日推薦候補六二人(最終的に六〇人)が発表された。その職業別内訳は、表194のとおりであり、産業報国会を代表する重工業会社員六人をはじめ、各界の人士を網羅していた。この内の多くは商業組合、工業組合、消費組合といった各種団体の代表者で、なかには、かつて反百貨店運動に参加した小売商同盟の担い手の顔もあった。また、非推薦候補と比較して町内会代表者を多く含んでいたともいわれる。

ければ議席数においても少し差を縮めるまでに迫っていた。それゆえ、選挙後における推薦・非推薦両派の対立は一層深刻なものとなり、市会役員詮衡をめぐっては、「全議員が一致して正副議長の詮衡を期成会に一任するところまで意見を纏めることは至難」（『神戸』昭和十七年六月二十三日）となった。このように、翼賛体制下にあっても市会の会派対立を根本的に解消することは、ついにできなかった。この時期に『神戸新聞』が、先にみた会派解消論を強調するようになるのは、むしろこのような事態の出現に対してであった。

会派解消問題　すでに新体制運動下、中央における政党解消の動きに合わせて、神戸市においても昭和十五年九月十三日、市会が以下の声明を発表して会派の解消に乗り出していた。

茲に神戸市会は、派別的觀念を一掃、会派を解消して市民輔導の先驅となり、和衷協同の輝かしき新政治体制の一環たる新神戸市政に出発せんとする。

と言われ、そして同年末には、全議員参加の市会議員団が組織された。

しかし、それにもかかわらず、結成された議員団内部での旧会派間対立は容易には解消されず、以後この全議員組織も離合集散を繰り返すことになった。まず翌十六年十月には、部落有財産事務検査委員設置問題が発端となり、市会議員団は、旧七会派中、政友系の新興会・愛市倶楽部・公友会、民政系の更新会・同和会の五派を合せた新議員同盟と、残る民政系市政会、および旧社会大衆党議員団に分裂した。

こうした会派対立が繰り返される要因には、第一に、市会内の役員配分問題があった。当時市会内には、主要な役員・委員として正副議長・名誉職参事会員・都市計画兵庫庫地方委員会委員・阪神上水道市町村組合議員・学務委員・青年学校学務委員などがあった。この内、正副議長は言うにおよばず、都市計画委員や

水道組合会議委員は、神戸市都市開発の根幹にかかわる要職であり、重要度を増す行政当局の政策立案に議員の側が参画するチャンスをもつ役職であった。また青年学校も義務制度化され、青年団改組により青年団の副団長は青年学校専任職員が占めたので、その担当委員はこうした組織を把握する上で重要であった。したがって、その議席をめぐっては、各派のかなり熾烈な獲得競争が繰り広げられることが避けられなかった。

また、このことと関連して、その時々々の行政当局を支持するかどうかも会派の対立に深くかわっていた。例えば、十六年十二月の勝田銀次郎市長の任期満了にともなう市長選挙を取り上げてみると、この時、当初は勝田市長自身が三選をめざしたので、同市長と旧民政党代議士中亥歳男が鋭く対立した。ここで注目したいのは、中や彼を支持した市議団が勝田三選を拒んだ理由である。つまり「同市長をとり巻く理事者の首脳部陣営が極めて老朽、弱体なため、市政全般を不明朗、沈滞せしめ」（『神戸』昭和十六年十二月二日）とあるように、この対立は市長個人に対するよりもむしろ助役以下の行政部との対立にあったのである。このことは、当時代議士であった中井一夫の回顧談にも、次のように語られている。

中さんは勝てると思っただろうな。自分が市長になったら、勝田市長の推薦によってその地位を得た吏員は全部首にする、（略）そうゆうことを宣伝したというんだな。

こうした動きに対して、市吏員の側も、十二月二日緊急部課長会議を開いて勝田市長三選の要望を決議、以後関係官庁および市会への陳情活動を展開するにいたった。選挙の結果は、勝田市長の三選は本人の要望もあり見送られ、かわって市長支持派の擁立する野田文一郎（代議士）が当選した。昭和十七年一月野田市政の誕生である。ここでは、当初市人事の刷新が表明されたが、従来の守屋・八木両助役の内、八木助役

の留任が図られるなど、勝田市政を引き継ぐ姿勢が示された。これがもとで、市会では、再び市長支持派の翼賛市政同盟(二月二十五日結成)と、不支持派との二派分裂状態を生みだすことになった。こうして、同年六月の市議選に突入したのである。

このように、市内の派閥抗争は、もはや議員間の対立のみにとどまるものではなく、行政当局をも巻きこんだものとなっていた。したがって、翼賛体制下とはいえ、市会のみに加えて「一市一党」を実現しようとしても、その根本的な解決は望めなかったのである。

市議員選挙を終えた十七年六月二十八日、再び全議員組織をめざした翼賛市政会が発足した。当日発表された規約には、同会は「大東亜戦争完遂の目的に副ひ、明朗堅実なる市会を確立し、市政の研究並に会員相互の協和を図り、以て市政の進展を期するもの」(第二条)とされていた。この翼賛市政会では、従来の市会役員選出における争奪戦を回避するため、議員中より選出された幹事より構成される幹事会を設置、これにより役員の見直しを行なうものとした。しかし、肝心の幹事の選出方法がなんら明示されていないことに問題があった。初代の幹事長に就任する永江一夫の説明によれば、「お互いが協議して幹事を選ぶ」とし、「天-down的指導者原理でなく、親しみある指導者原理によつて多数決を避けて議員団の円満な運営を図るもの」とされたが(『神戸』昭和十七年六月二十九日)、このことは、逆に幹事選出の明朗さを欠き、以後はもっぱら各派の談合にゆだねられることを示したにほかならなかった。

戦時体制下に入って、住民組織も行政組織も、このように大きな変容を遂げ、市政もそれに大きく左右されたが、新たな矛盾も発生したのである。